

障害者世帯向け住宅

(住宅番号⑩黄檗 ・住宅番号⑪神明宮東)

に申し込まれる方へ

※障害者世帯向け住戸（住宅番号⑩黄檗 ・住宅番号⑪神明宮東）を申し込まれる方は、次の事項に十分留意してください。

・申し込みには、宇治市市営住宅等申込書等のほかに添付している「障害者世帯申込状況調書」の提出が必要です。

・募集案内書 5 ページの申込資格に該当することを証明する書類（身体障害者手帳の写し等）を提出してください。また、障害福祉サービスを受けておられる方は障害福祉サービス受給者証の写しを、介護保険の要介護・要支援認定を受けておられる方は介護保険被保険者証の写しを提出してください。

・入居者の決定は、「宇治市市営住宅等申込書」と「障害者世帯申込状況調書」の記載事項等を基に、市営住宅入居者選考委員会で選考し決定します。

・選考の基準は、市営住宅に入居されることでどれだけ自立した生活ができるかなどを住宅困窮度、身体的条件、生活状況等から審査します。

・審査により選考された方は、障害者世帯向け住宅の入居が優先されますので、他の一般住宅を併せて申し込まれた分の抽選は行ないません。

・決定後に障害者世帯の要件がなくなった場合は、一般の申込資格があっても入居できません。（募集案内書 5 ～ 6 ページに記載の障害者向け住戸の申込資格がなくなった場合）

・入居後に障害者世帯の要件がなくなった場合は、他の市営住宅に転居していただく場合があります。

・選考結果について

入居者選考の結果については、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 1 号の規定により、順位・総得点のみ口頭でお伝えすることができます。

なお、電話等ではお伝えできませんので、申込者本人が、本人であることを証明する書類を持参の上、直接来庁してください。

申込区分	情報提供を受ける者	内容	期間	場所等
障害者世帯向け住宅 （住宅番号⑩黄檗・ 住宅番号⑪神明宮東）	左記の申込区分の申込者	順位 総得点	通知日から2週間	建設部住宅課 （市役所5階） 8時30分から17時15分

※入居者資格及び記入内容に関しては、関係機関に照会することがありますので、ご了承ください。